

令和4年5月9日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、石田ボクシングジム（以下「石田ジム」という）所属ボクサーである堀冴華（ライセンスNo.48302）選手を令和4年4月23日より6か月のライセンス停止処分とする。

理由： 石田ジム堀冴華選手は、令和4年4月24日の試合の前日計量において1.4kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は堀冴華選手を令和4年4月23日より6か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、石田ジムのマネージャーである佐々木佳浩（ライセンスNo.33863）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、佐々木佳浩氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション